

京都市子ども・子育て会議 第5回幼児教育・保育部会
会議録

日 時		平成26年5月30日（金） 14：00～17：00
場 所		京都府医師会館2階 212会議室
出席者	委員	安藤和彦委員，井上直樹委員，加藤和子委員，河嶋喜矩子委員，川島由里子委員，熊谷知子委員，白井敞子委員，中武由美子委員，中西拓委員，畑奈津子委員，藤木恵委員，藤本明弘委員，升光泰雄委員，丸橋泰子委員，矢島里美委員
	特別委員	阪井一代委員
欠席者	委員	天野珠路委員，石垣一也委員，一村大輔委員，柿沼平太郎委員，畑山博委員，吉田正幸委員
次 第		議題 (1) 施設・事業の認可基準等について（審議） (2) 市営保育所の今後のあり方について（協議） (3) 幼児教育・保育の提供体制の確保について（審議）

○安見児童家庭課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第5回京都市子ども・子育て会議幼児教育・保育部会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます児童家庭課長の安見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、市民の皆様に議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。また、本市においては現在クールビズを実施しておりますため、軽装で失礼しております。御了承下さい。加えて、委員の皆様にも事務局からお詫びがございます。本日の会議に当たりまして、事前に資料を送付させていただくべきところでしたが、準備の都合上、一部、事前に送付することができませんでした。当日の席上配布となりましたことをお詫びいたします。次回以降につきましては、事前送付できるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。本日お手元の資料の座席図の次に「質問票」を配布させていただいております。資料が当日配布となりましたため、会議の終了後に何か質問がおありの場合はこの質問票に御記入のうえ、事務局宛にて御送付いただきますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、保育課長の上田から一言ごあいさつを述べさせていただきます。

○上田保育課長

皆様、こんにちは。保育課長の上田でございます。本日は大変お忙しい中、また夏のようなお暑い中、お運びいただきまして誠にありがとうございます。本日は第5回の部会となります。これまで4回の部会におきまして、様々な御議論をいただきまして、幼児教育・保育の量の見込みにつきましては前回の部会で結論いただいたところでございます。本日からこれ以降の部会につきましては、いよいよ未来こどもプランの次期プラン、それと子ども子育て支援事業計画の策定に向けまして具体的な御議論をいただくこととなっております。本日の議題はお手元の次第に書かせていただいておりますとおり、施設・事業の認可基準等について、市営保育所の今後のあり方について、幼児教育・保育の提供体制の確保について、この3点でございます。(1)の施設・事業の認可基準等につきましては、幼児教育・保育の提供体制を検討する材料の一つとなる既存施設等への移行調査に必要になりますことから、本日はなるべく多くの時間をここで取っていただきまして御審議をしていただき、次回の第6回で一定の結論をいただきたいと考えております。それに伴いまして、次期プランに関しましては、本日は議題とはせず、次回からおはかりさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。また、本日全体で3時間を予定しております。2番目と3番目の議題では1時間はできれば取りたいと思っておりますので、(1)と(2)の間でできましたら少し休憩を取らせていただきますが、(1)で十分に御議論をいただければと思っております。さて、5月20日に発表させていただきましたとおり、本市における本年4月の待機児童がゼロとなりました。しかしながら、

いぜんとして本市の保育ニーズは高い状況にございまして、第4回の部会でもお示ししましたとおり、今後も増える見込みであることから、引続き取組みを進めて参りたいと考えております。本日は時間の都合上、説明は省略させていただきますが、資料3-2といたしまして、保育所入所児童、待機児童等の状況について添付させていただいておりますので、お時間のあるときにまたお目通しいただければと思います。今後幼児教育・保育や地域子ども子育て支援事業の提供体制につきまして、本格的に議論していただくとこととなりますが、関係者の皆様の御協力なくして市民の皆様の多様なニーズにお応えしていくことはできないと考えております。様々な手法をいかに適切に組み合わせていくか、本部会においてこれから御議論いただければと考えております。本日は長時間となりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○安見児童家庭課長

本日の会議につきましては、特別委員を含めまして、22名の部会委員に御参画をお願いしております。本日は、中西委員、升光委員におかれましては、所用のため少し遅れられるとの連絡をいただいております。また、天野委員、石垣委員、一村委員、柿沼委員、畑山委員、吉田委員におかれましては、所用のため欠席されるとの連絡をいただいております。「京都市子ども・子育て会議条例施行規則」第2条第3項におきまして、部会は、その部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、委員22名中14名の方の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に、議事に入ります前に、資料の御確認をお願いいたします。委員の皆様のお席には、本日の3つの議題の資料と致しまして、資料1-1から資料3-2までの資料一式を御準備しております。その他、藤本委員、丸橋委員から資料の提出がありましたので、合わせて配布させていただいております。不足等がございましたら事務局までお申し付けください。

それでは、早速ではございますが、本日の議事に移らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、安藤部会長にお願いしたいと存じます。安藤部会長、よろしくお願い致します。

○安藤部会長

それでは、以後、私の方で進行させていただきたいと思います。本日も審議内容が盛りだくさんとなっておりますので、早速議事の方に入らせていただきますが、これまで幾度と議論を重ねてきました施設・事業の認可基準等については、先般府省令が公布されたところであり、これを踏まえまして、本日は、本市の基準案の最終とりまとめに向けた御議論を中心に、御審議いただきたいと考えております。会議の予定としましては17時頃までを目途として進めてまいりたいと思います。限られた時間の中で審議を深めていくため、効率的な議事運営に御協力をお願いしたいと思います。それでは、まず、一つ目の議題の『施設・事業の認可基準等について』、事務局から説明をお願いいたします。

1 施設・事業の認可基準等について

事務局（澤井企画・民営保育園担当課長，遠藤担当係長）から，資料 1－1，資料 1－2[1]，資料 1－3を用いて，幼保連携型認定こども園に関する基準等について説明。

○安藤部会長

ありがとうございました。それでは，ただいまの基準について，御意見，御質問がございましたら，お願いいたします。

○矢島委員

日本保育協会の矢島でございます。ただいま色々な特例措置も含めて御説明をいただいたのですが，現行の保育園が幼保連携型認定こども園に移行するとしたら，1号認定の枠を取ったときに面積基準からすると現行の定員よりも2号・3号の定員が減ってしまうのではないかなという危惧を持っています。そうすると待機児童対策であるとか様々な部分に影響が出てくるのではないかなと思っておりますが，いかがでしょうか。

○澤井企画・民営保育園担当課長

保育園から幼保連携型認定こども園に移られた場合の御質問かと思います。幼保連携型認定こども園につきまして，1号認定，2号認定，3号認定それぞれ定員を設けていただくことになっておりますが，今，矢島委員から御質問がありました今定員が例えば100人の保育園が幼保連携型になるのに，20名の1号認定の枠を設けることにより，従来の100人の要保育認定の子どもの部分が80人になるといったことかと思えます。それにつきましては，他の都市では1号認定を設けず，2号，3号でやるというような幼保連携型認定こども園があるように聞いておりますし，国の方でも1号認定の定員枠を設ける必要はないという風に聞いております。2号，3号の定員を確保していただくことにつきましては待機児童対策にはありがたいお話かなと思っております。1号認定の定員枠を設ける必要はないと理解をしておりますので，よろしくをお願いいたします。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。今の御説明がちょっと分かりにくかったのですが，100人例えば保育所として定員をお持ちのところに，1号の子どもを受入れる保育園が幼保連携型の認定こども園を作ったときには1号の定員は作らなくても良いとおっしゃったのは，1号を取らなくてもいいという意味なのですか，それとも1号は何人取ってもいいという意味なのですか。例えば20人1号を取ったら，80人しか2号，3号は取れないのか，20人取ってもやっぱり100人2号，3号は取れるのか，それをちょっともう1回確認させてください。

○荒木担当課長

制度上，認定こども園といいますのは1号認定子ども，これは3～5歳の教育のみの方ですが，それと3号認定子ども，0～2歳の保育の必要な方，これについては特に定員を設けなくとも良いということになっております。制度上，必ず定員を設けないといけないのは2号認定子どものみということになりますので，色々な選択肢が，例えば保育園から

移行する場合、今は教育のみという方はいらっしゃらないわけですが、そういう方の定員を設けても構わないし、今は教育のみの方は設けてないので、今回も設けないで2号、3号だけにするというのもあるでしょうし、一方幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合は、今まで0～2歳はみていないので、その3号分は設けずに3歳以降の教育のみと**要保育**、要するに1号と2号だけを設ける、というような色々な選択が制度上可能ということになっています。先ほど矢島委員からあったのは、私の推測ですが、今現在100名定員規模であれば、仮に1号認定分で何名か枠を設けますと、その分1号認定のお子さんが入る部屋ができると、今100名のところがちょっと狭くなってしまうのではないかという質問かと思いますので、例えば面積を広げてもっと取れるということであれば問題ないのですが、制度上の話として認定こども園の1号、3号は設けなくとも良いという取扱いになっているということです。

○藤本委員

ということは収容定員というのは幼稚園でも保育所でもあると思うのですが、認可定員というのはその人数の子どもたちが幼稚園なり保育所で過ごすために適切な環境、言い方を変えれば必要な環境ですよね。例えば幼稚園でも200名の定員のところに220名入っちゃったら、やっぱり一番被害をこうむるのは子どもたちであり、保育の質が低下すると。こういう基本的な考え方はあると思うのですよね。今の荒木課長さんのお話は、もう1回先ほど僕が言ったように、100人の収容定員がある保育所で100人もう既に2号、3号でいるというときに、1号の子どもをまだ取れるのですか。

○荒木担当課長

まずは利用定員をそれぞれ定めてもらわなくてはならないということになりますし、その中で例えば1号認定の子どもをうちの認定こども園は設けないというような整理をされた場合については、基本的に、1号認定子どもは取れない、取らないということになります。

○藤本委員

今のお話を聞くと、定員が一杯だと1号は新たに取れないということですよ。

○遠藤担当係長

趣旨としましては、例えば保育園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ず1号認定の子ども、今でいう幼稚園の子ども、教育標準時間だけ使われる方の定員を設定しないといけないという風になりますと、長時間使う方の定員枠が減ってしまうという問題が起きてきますので、そういったことが起きないように、保育園から移行する場合に今までどおり長時間の方だけを受入れるということも可能という御説明です。なので、定員を守らなければいけないというのはそのとおりです。

○藤本委員

基本的に幼保連携型認定こども園になるのに、1号認定を取らない前提でなるというこ

と自体が僕は最初に想定できていなかったもので、それならなぜ幼保連携型になるのかなと。その辺がまず僕にとっては分からなかったです。そういう保育園があるかもしれないということですか、逆にいうと。

○荒木担当課長

認定こども園は学校という法的位置づけになりますので、2号、3号の要保育のお子さんに対して、学校による幼児教育と保育を一体的に提供するということになりますので、1号認定子どもを取らないというのは教育のみの子どもは確かにいらっしゃらないかもしれませんが、**2号認定のお子さんには**学校による幼児教育も提供するということになりますので、そういう意味で保育園と認定こども園はちょっと違うということになります。

○藤本委員

説明は良く分かるのですが、ただそうやって法律で決められている部分で、同じことをやっても、保育だけでなく学校教育を施しているという風になるということですね。それが具体的にどう変わるのか、現実問題難しいところだなと思います。

○藤本委員

京都障害児者親の会協議会の藤本と申します。私のところの団体は障害者の団体ですけども、これは、健常者のことだけが述べられているのか、それとも元気な障害のお子さんを含めてのことなのか。そうすると加配とか人数割とか関わってくるのではないかと思います。それが一言も触れられていないので、そこのところをお聞きしたいと思います。

○澤井企画・民営保育園担当課長

文言としてはそのような表現はしておりませんが、今回5月26日に国の方から公定価格が示されたところで、その中に療育支援加算という考え方も示されているところでございます。そういった意味から言えば、療育の必要な方等も含まれているものと考えております。

○升光委員

先ほど藤本先生から御質問があったところなのですが、保育所から幼保連携型に行くときに保育と教育の環境の提供というのは微妙なところがあると思います。ここが保育で、ここが教育だというのは、実際に取り組むときに、今あなたは保育で、ここからは教育というようなことは無理だと思うのです。ただ制度の中で、例えば今1号認定を取らない保育所から移行する認定こども園は、特例措置で園庭は幼稚園の運動面積1学級330㎡取らなくても良いということですね。教育の時間でも面積が少なくとも良いと。確かに切実な問題があって、いじわるしているわけではないのですけれども、やっぱりそういうところの環境を5年間で移行していく。まず幼保連携型になりますよという形で作った後に、御苦労になるのはその保育所の幼保連携型に移行していったところがその基準を満たしていかななくてはいけないというかなり大変な課題なのかなという気がしています。その待機児の問題を云々ということで、幼保連携型を推奨していくというのが今回の法律

の中であるのですけれども、やはり保育という意味合いと教育という意味合いが、どちらが良いとか、どちらが大切とかいう問題ではなくて、やはり1つの大きなそれぞれの役割があるのかなと。保育所の中で教育の役割も同時に担っているというのはすごくソフト面として分かるのです。こういうシステムを作るときに非常に分からなくなってしまうことは、教育という行為はおそらく精神文化に当たる。だから建学の精神云々と色々な教育の子育てに対するものに書かれていて、色々な形態があり、最低の基準はありますけれども、色々な教育の有り様というのが認められて、それを保護者の方、子どもが選んでいくということがあると思うのです。これは精神文化の問題だと思います。ただ保育ということになったときのそもそもの役割は、そういうことが必要な人に対して機会を提供するという、これは法的な性格の問題だと思います。その機会を提供するということですね。保育は、本当は保護者が育てていく保育のあり方が、保護者の色々な事情の中で、それが担いきれないときに社会全体がそれを提供するという意味で法的な平等の基準の中で行われる。精神文化の問題というのは自由が原則であるはずですね。ですから、**教育と保育**という文化上質が違う問題を制度のシステムに変えるときに非常に微妙な問題が出てくるということだけは意識化しておかなければいけないという気がします。それでどちらが良い悪いの問題ではなくて。だから確かに何かあいまいだな、何かもうちょっと良い形で整理したいなというところがどこか残ってくるのかなという気がしました。

○荒木担当課長

1点だけ、先ほど園庭の移行特例のお話でしたが、保育教諭の経過措置の5年間と勘違いされる場合も多いのですが、これは当面の間ということになっておりますので、特に期限が定められているというわけではございません。

○井上委員

いつもありがとうございます。説明の中で、園庭の面積なのですが、まず現行施設が移行する場合は、満3歳以上の子どもについては3.3㎡×子どもの人数ということで、この満3歳というのは4月段階での満3歳であるのか。あるいは年度途中で満3歳になれば面積が変わるのでしょうか。それと同じことが2歳児の代替地を認めるということにも関わってきて、また国の基準では屋上園庭も認めるということが書いてあったと思いますが、満3歳の定義というのは厳密に決められているものではないのでしょうか。

○澤井企画・民営保育園担当課長

現行の保育園と同様で、4月現在と考えていただければ良いかと思います。

○藤本委員

今幼保連携型のことで、0～2歳については階数制限を設けないということですよ。これもしょうがないという気もするのですけれども、こういうところに3歳以上が学校教育だから幼稚園と同じような基準は適用するけれども、0～2歳は学校教育じゃないからこれは階数制限を行わなくていいという、そのスタンスが何か、国はそう決めたのでしょうかけれども、京都市もそれに準じるというのは本当にそれでいいのかなというのは皆様方

で議論する必要があると感じています。もちろん安全性を担保するということは非常に大事なことだと思いますので、耐火基準であったり、避難階段であったり、更に排煙機能がある云々と、これは非常に大事なことだと思うのですが、もう1つは子どもの健全な育ちということを考えたときに、耐火構造であるということだけではなくて、園庭にいかにもスムーズに日常的に行けるか、外の気配をどれくらい子どもたちが感じることができるかというのは、子どもの日常的な育ちにとっても非常に重要なところだと思うのですよね。これが階数制限を設けなくなったら、都心とか土地がないから20階、30階建てのビルでやらざるを得ないのかもしれないけれども、やっぱり京都において階数制限は作っていくべきだと思いますし、排煙基準とか非常にこれはハードルが高いのかなと思ったけれども、でも他の逃げ道は何かあるような、どれか1つを備えていれば良いというような書き方もあるので、そうすると京都にはほとんど存在しないと思いますけれども、幼稚園とか保育所を事業として捉えているような株式会社のところが全国にチェーン店を持っていますよね。そういうところが今がビジネスチャンスというところで、非常に色々なところで活発に動いていますから、そういうところはこういう階数制限がなければ、ポンとそういうところに入り込む可能性もありますので、特別避難階段はハードルが高いですとおっしゃるけれども、見ていると他の読替えで、他でも良いみたいな、いずれか1つみたいなところで何かうまいことそこへ逃げ込まれてしまわないかなと思うので、その辺りは国基準は国基準で、京都市の基準はもう一度皆さんできちんと議論すべきかなと感じます。

○荒木担当課長

藤本委員が不安に感じておられるところは十分理解できるところかなと思っております。一方で3階に保育室を設けております保育園さんも現にございますので、この国基準を上回る独自基準を京都市として定めますと、保育園から幼保連携型認定こども園に移行ができないと、障壁にもなってしまいますので、御議論いただきたいとは思いますが、この点については事務局としましては、国基準どおりでいきたいと、そのように考え今回提示をさせていただいております。

○安藤部会長

他にございませんようでしたら、次の家庭的保育事業等に関する基準について事務局から説明をお願いします。

事務局（遠藤担当係長）から、資料1-2[2]を用いて、家庭的保育事業等に関する基準について説明。

○升光委員

幼稚園協会の升光です。13ページの保育所等との連携、第6条なのですけれども、家庭的保育の5人以下の小さな施設が連携をして社会の器になっていくと良いなと思ったのです。この辺が今まではどうなのか、現状というか、どういう状況なのかということと、

こういうのが決まった経緯とかが聞きたいなというのと、後、小規模の例えばC型、6～10人の連携はどうなのかなとか、居宅型の中で夜間とかはちょっと幼稚園や保育所と連携というのを市でやるのは難しいと思うのですが、障害を持った子たちに対する事業の連携とかが豊かになって、社会全体がそういう連携をしながら器になっていけたらいいなと思ったのですが、その辺のことはどうなのでしょう。

○澤井企画・民営保育園担当課長

現在のグループ型小規模保育や昼間里親さんなどの連携保育所の現状ですけれども、昼間里親さんにつきましては、公営保育所の方と連携をさせていただいております。また、昼間里親さん以外の、例えば保育所実施型のところにつきましては、本体の自園と連携を取っていただいたり、あるいは保育園連盟さんに運営していただいているところにつきましては、公営保育所等で連携しております。障害の方の連携につきましては、今現在のところ居宅訪問型というのは京都市ではございませんので、新制度になったときにはそういった障害の施設等と連携を取るというのも必要かなと考えております。

○白井委員

京都市昼間里親連絡会の白井でございます。よろしくお願い申し上げます。京都市さんの案で保育士資格要件を上積みしていただいているのは大変ありがたいと思うのです。ただ、今保育士としての資質とか能力とか働く意思とかはもう昔とは全く違う、色々な保育現場で顕在化していることがあるのですね。先行する横浜でも保育士確保が非常に困難で、他都市に手を広げていると、この前もNHKのクローズアップ現代でやっていました。保育への情熱とか、本当にこれからは保育現場に役立つための実戦力が問われている時代なのですね。上積みしていただくのも結構なのですけれども、全国的に保育士不足が将来的にもおそろくますますもっとひどくなるのではないかなと思われる困難な状況下において、園の現状を申しますと、幼稚園教諭の先生がいるのですが、やっぱり子どもに対する情熱とかも、もう8年になるのですよ。5年だと思っていたら、8年になるのですよ。保育士の有資格者でないといけないというところになりますと、ピアノしかひけないというような実戦力がない保育士でも、その幼免の先生を辞めさせてそちらを雇うということになり、それはとてもじゃないけれどもできないということで、やっぱりハードルがすごく高いですね。育つのに何年もかかるというのがあって、定着もしにくいという今の若い方があって、たとえ幼免であっても子育て経験者とか役立つ資質、能力とかが伴う人であれば、必ずしも保育士だけにこだわるという必要はないのじゃないのかなという風に、将来的に考えて思うのですが、いかがでしょうか。

○澤井企画・民営保育園担当課長

小規模保育、家庭的保育等で保育士資格を上積みさせていただいている案を提案させていただいております。これにつきましては、現行の昼間里親さん等に守っていただいていた保育水準を下げないためにもこの水準を守っていきたいという考えで提案させていただいているところでございます。ただ、白井委員に御意見いただきましたように、今後保育

士の需要というのは更に拡大していくという懸念もございますし、保育士の有資格者以外で保育現場の力になるという方もたくさんおられるかと思いますが、少なくとも現行基準を守って、将来的にどうしていくかというようなことを今後検討していきたいと考えておりますので、貴重な御意見ありがとうございます。

○藤木委員

藤木です。居宅訪問型保育が京都市にはないということで、作っていただけるということを願いたいと思うのですけれども、重度身体障害者の方は生まれたときから病院にかかって、それでずっと訓練とかでそういう施設で治療しながら過ごされている人が多いのですけれども、動く重度の方なのか、自閉症でうろうろと動きまわったりすると、やはりポッポ教室とか京都市でやっておられるところに行けるのですけれども、その方たちよりもやっぱり健常者さんと一緒に学ぶということも大変大事なので、そういうところに行かせていただきたいなと思ひまして、結局重度ですので、手が取られるという意味で加配のこととか言われたりして断られるという場合が多いので、やはり受け入れてもらいやすいような仕組みづくりをしていただきたいなと思ひます。

○澤井企画・民営保育園担当課長

居宅訪問型だけではなく、施設型あるいは小規模等においても、京都市では障害児加配等も充実していきたいと考えておるところでございます。色々な施設、事業が選べるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○川島委員

市民委員の川島です。今、障害を持った子どもについての問題が提起されましたけれども、多分幼稚園でも保育園でもずいぶんたくさんの障害を持った子どもたちが既に元気な子どもたちと一緒にきっと幸せな毎日を送っていると思うのですね。それはたとえ訪問型の制度が充実していったとしても、やっぱり施設の中でたくさんの子どもたちと一緒に障害をもった子どもが過ごしていくという風な現状は後退して欲しくないし、そのために京都市さんにも色々な制度を豊かにしてもらいました。例えば本当に重い障害を持った子どもですと1対1の保育士の加配がつくわけです。そういう子どもがうちにもいるのですが、人がいないのが現状なのですね。保育士が1人いればそういう子どもも受け入れてあげたいのにも思ひても、今なかなか保育士が見つからない、なかなかいないというお話を伺いましたけれども、そこを何とか保育士を充実させていくということを本当に本気でみんなが考えていかないと、制度ばかりできてもなかなか本物の制度にはなっていないのではないかなというふうな気がしています。

それからもう1点、これは質問なのですけれども、家庭的保育事業と保育園、幼稚園、認定こども園が連携を取っていくというのは、これは本当に大事なことだと思います。私は右京区なのですけれども、右京区は公立の保育所がないのですね。近くにたくさん昼間里親さんもいらっしゃるのですけれども、近くに公立の保育所がない昼間里親さんはどういふところと連携を取っていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○澤井企画・民営保育園担当課長

最寄りの公立保育所と連携していただいております。

○升光委員

ちょっと思いついちゃったのですが、保育士がやっぱり非常に足りない。これが現状です。今の障害を持ったお子さんの加配や昼間里親さんの免許の問題、そこでおばあちゃん。子どもと孫を育ててきた人で、そこから研修して小さな規模のところで、大きな施設で何十人の子どもに向かうというのは難しいと思うのですけれども、そういうところがクリアできる京都市独自の準保育士制度をこの機会に作っていくと。まじめに考えたのです。やっぱりそういう免許は確かに大切だし、免許制度を整えていくのも大切だと思うのです。その講習もして。でも同時におばあちゃんとか子育てをずっとしてきた先輩の力の中で、ある研修を積んでそういう役割を担っていくというのは、社会の中で元気なおばあちゃんたちが、おじいちゃんでも良いのですけれども、必要なじゃないかなと。そういうことに踏み込んでも良いのかなと。安藤さんが困っていますけれども。そういう案をみんなで出し合う会議にしたいなという気がしました。

○安藤部会長

今準保育士のお話が出ているわけですが、国でも既にそれが動き始めているというか、話題になっているというのがありますので、それについては色々議論が今後必要だろうということで、検討課題となっています。

○升光委員

今後じゃなくて、ここでやっていければ良いのですが。

○安藤部会長

そういう保育士、保育者の不足の原因が何なのかということを京都市や色々な団体で調べていただきたいとは思います。

○丸橋委員

NPO法人オフィスパワーアップの丸橋です。今すごくいい意見を出していただいていると思います。京都市シルバー人材センターさんもすごく頑張ってこられており、私もピノキオさんの立ち上げに関わってきて、どういう研修をされているかについても、すごく長く一緒にやってきたんですね。保育の研修に、男性もいらっしゃっていました。うまく抱けはしないけれど、見守りだけはできるとか、皆さん違いますよね。で、体力がないと落としてしまったり、体のことであるとか、本当にいろいろなことがたくさんあります。実はうちの事業体もそういう保育をやっていて、最高78歳までいるんですよ。ただそういう人は普段からダンス教室行って、地域で活躍して非常に丈夫で、抱いて走れるくらいの人なんです。でも、そんな人はなかなかいるかといえ、いざという時の地震や火事で抱いて逃げられないですよ。ただ、そういう方が本当にいて、私は本当にうれしくて、古い遊び全部教えてくださいな。ただ、いはるんですけど、実際そういう方をどういう風に掘り起こして、研修して、危なくない保育をするとすると、非常にいろんな困難が

出てくるというのも、いろいろと経験をしてきました。

それと、もう1つ、うちの団体もかなり、資格持ってるお母さんとかいはるんですけど、幼稚園に入れてて自分がなかなか働けない。時間がなかなか合わない。幼稚園に入れて働けない。で、さっきおっしゃったような、障害児を持っているために、結局なかなか働けないというような、資格を持っている方たちが、どう活躍できるのか。そういう人たちがもう一回輝くための時間を、どのように持っていけるのか。どういう研修をして。細く長く続けたらいいのに、ブランクがあったため、後でまた職場に戻るのが大変。で、子ども自分も初めてで大変。いろんなことで病氣して、休んじやって大変。また、やめなあかんとか。いろんなことが、全部出てくるじゃないですか。で、そういうね、高齢者の活躍も、すごくしたいけど、どこがきちんと責任もって研修して、本当にやっていけるのかなとか。いろいろほんとに、素晴らしい方々が埋もれていますので、そこを活躍できる場をどのくらいやっていくかっていうのが、この少子化社会で、ますます必要なんじゃないかなって。おじいちゃんでも、ベビーシッター会社に行っている方も知っているんですよ。シルバー人材センターとか。今でもまだやっていますとか言ってくれはるんで、いないことはないんやけど、それをどういう風に、きっちり研修して、その方たちがいきいきと長く働けるようにどうするのかとか、さっきのお母さんたちが、ほんとに働けるように資格持ってるのに、もっとやりたいのにつていうような、育児休業もなかなか取れないし。よくあるのが、自分が保育士で、戻りたいのに預けるところがないんです。保育園が決まらないんです。もう、あの言葉を聞くたびに、相談で受けるたびに、何とかならんかなって。そこが私は、いつも感じてますのでほんとにそういう方たちが、ある意味優先的に保育園に戻れるように。一部は自分の園で受け入れはるときもあります。もう何とか戻ってきてもらわなあかんから、うちの園でもう1回預かるでとか。そこはうまいことしないと、働きやすいようにはできるんじゃないかなと思います。

○中武委員

連合京都の中武です。先ほどのお年寄りの研修のお話、私も来年退職しますので、その後研修受けて、保育士になりたいなと思いました。子育ても孫の育ても、今してますので、ぜひそういう制度を作ってほしいなってとても思いました。

それで、居宅訪問型保育事業の37条の4番のことなんですけれども、連合という大きい労働組合の中で私の単組はJT関西工場なんです。女子も三交代しています。夜中に働いています。今のメンバーでは独身の方が多かったりするんですけど、産休中の方も何人かおられるんですけど、今後どうするのかなって。親御さんのおじいちゃん、おばあちゃんのお手伝いがなければ、辞めていかなければならないっていうのが現状としてあるんです。

そしてこういうベビーホテルみたいな、ああいうところがあるっていうのは、ちょこちょこ聞くんですけど、それが祇園のにぎやかなところにあたりとかするので、本当に労働者が夜中働くっていうのはどうなのかっていうのはまた別として、現状として若いお

母さんたちが、これからお母さんになろうとする人がたくさんいる中で、こういう居宅訪問型保育を提供するっていう夜中に働かなければならないっていう人たちのために受け皿をしっかりと作ってほしいというか、拡充してほしいというのは、一番の私の今願っていることなのでよろしくお願いしたいなと思って、一言発言させていただきました。

○矢島委員

日本保育協会の矢島でございます。先ほどの升光委員のお話の中での情報提供ですが、先般の新聞に載っていたんですけれども、政府は28日の産業競争力会議で成長戦略の柱である女性の活躍推進策をまとめたというところでですね、育児経験のある主婦らを対象に子育て支援員の資格を創設すると載っておりました。で、この子育て支援員は国の指針に基づき、地方自治体が全国共通の研修を実施して、認定する仕組みということで資格は全国で共通する、認定を受けると小規模保育所や一時預かり事業に参画できるという風な情報が載っていたのですが、ただちょっと危惧するのは、保育の質をしっかりと担保することが大前提になっているのかなと思いますし、先ほどあの準保育士の話もありましたけど、保育の質というところで賛否両論あるのかと思います。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。今のお話、僕もしようと思っていたんですけど、やはり保育の質を担保するということはやっぱり崩せないけれど、でも資格、資格と言ってそれこそ四角四面にやってもそれも困るし、非常に難しいところ、悩ましいところだと思うんですね。だけどやっぱり今の矢島先生の貴重な情報のような、ある程度の行政の方で、主催されているような認定講習をきちんと受けていたらそういうメンバーが入っていたら、保育士1人にはならないけれど、例えば0.5人とかそういう風な京都方式みたいなのも、この会議の中でぜひ議論できたらいいのではないかと思います。やっぱり子育ての経験のある方の力っていうのは、ものすごいものがあると思うので、その力を利用しない手はないと思うんですよね。何もかも養成校に通って出た学生さんばかりを求めるのではなくてという。

それから、幼稚園連盟の理事長という立場でなんですが、京都府内全体でなんですけれどもね。今、御存じのとおり、少し認定こども園にいったところも出てきましたけれども、まだまだやはり京都市内でも1箇所、府内でもやろうといったところがようやくまあ八幡で上がったようなんですけれど、全国的にも非常に認定こども園に移行するという幼稚園、保育園が少ないという稀有な都道府県だと思います。ですから、ことあるごとに言ってますけれど、こういう認定こども園の、既存の認定こども園がないという京都の特色をね、やはり、こういう時こそ活かすべきかなというのが京都方式の1つかなと思うんです。もちろん、新たな保育施設を作ったり、待機児童がどうしても多いところでは、新たな施設を作ったり、それから定員を拡充したり、分園を作ったりというものもある程度いるのかもしれませんが、これは、この先考えたら少子化の波がどどと押し寄せてくるわけで、1年2年3年先にはほっといたって待機児童、こんなこと言ったら門川さんに怒られるかも

しれませんけれど、待機児童の問題が解決するのも目に見えてるわけですよね。地域格差はあるかもしれませんが。そこに行政の方が多大な税金を投入して、新たな施設を拡充するという方法をとるのか、それとも、ただでさえぎゅうぎゅうづめになっている保育園にですね、また**上乘せ**して定員超過して保育の環境を悪くしてまでそこをやるのかっていうのか。私たち幼稚園もわざわざ看板を認定こども園にしないで、今の幼稚園のままで先ほどこから出ている家庭的保育事業というものに、幼稚園の中でできるものを実現していけばですね、ある程度の待機児童の解消といえますか、あるいは今は保育園に行っているけれど実は幼稚園の機能を少し広げてあげるだけで、十分保育園に行かなくても個々の幼稚園で子どもが通える、自分も仕事ができるという保護者の方もたくさんいはると思うんですね。

だから、そういう意味では京都市の財政を**新たな**箱モノとか器を作る方ばかりに注ぎ込むのではなくて、私たちも実はそういう研修を今日京都の研修をやっててそっちでしゃべらなあかんかったんですけれど、こっちを優先したんですけれど、ぜひ私立幼稚園、手をみんながみんな挙げられるかは分かりませんが、今本音を言うと京都市内とか特に幼稚園は安易に移行するのと、決してそんな他の都道府県みたいに我先にみたいなことは辞めましょうと。せっかく京都が今まで培ってきた幼稚園もそれから保育園も民間で培っている既存の素晴らしい力があるのだから、そのものをベースにしながら少し幼稚園の中にそういう機能を持たせていけるような、そういうことを模索していきたいなと思っているので、ぜひ今度また市長の方からも新たな延長保育の補助金をいただくことになったのですが、教育委員会だけでなくぜひ今度保健福祉部局の方とも私たち積極的にいろいろお話をさせていただく中で、私立幼稚園としてどういうことをやっていけるのかなっていう、お互いが意見交換できるような、またここでいろんな意見をいただければ大変嬉しく思っています。

○丸橋委員

オフィスパワーアップ丸橋です。私の方が今京都**幼稚園**保育園情報の9号を作ってまして、やはり京都には認定こども園がないっていうか、すごく少ないのでとても興味が、やっぱりこの会議出てますと本当にどうなんだろうと思ひまして、この間京都府下で初めてできた有都こども園っていう八幡市の公立のところに取材に行ってきたんです。そこで私がそこで一番良かったのは、行政がすごいなと思って感動したんですけれど、一緒に取材に来てくださった担当者の行政の方が、いわゆる保育・幼稚園課か、そういう1つのものを作っておられて、その行政マンの方もどちらにもとにかくすごく交流して、どんどん行って、また変わってまた行って、公務員の幼稚園の方も保育園の方も、いわゆる公立の職員の方はどちらにも1年交代か3年交代か行って、とにかく両方の良さを体感されて。ほんとに子どもたちのために、両方をちゃんとやってはったっていうがすごくびっくりしました。

だから、どうしても私も保育園も幼稚園もどちらも素晴らしい。で、私がいつも思っ

いるのは、どうしても当事者の立場になりますけれど、やっぱりいろんなことで産休明けから入らないといけないお子さんもいるし、でも3歳からの子もいるし、でも育休復帰で育休が3年間取って時短でそんな長いこと働かなくてもいいけど、でも、後で思いきりガンガン働かなければならないという方もいて、いろんな方がいて、でもそういう風ないろんな施設を体感できているというのは、まず行政の方が分かっているというのは、すごい魅力やなって。私は、いつもどんな施設も、今もずっと、ここの論議が保育の質ですよ。でもそれって、施設は人なりっていつも私たくさんの園を見れば見るほど思うんですけど、保育の質ってどれだけ子どもを思っている方が、頑張っって本当にやっていかれる園長先生、また、そこで一生懸命園長先生を尊敬されながら働かれる職員の方々、一致団結して子供が大好きでその仕事が好きでやりがいがあるという方がどれだけいるのか。だから、若い保育士さんがね、私もうちの娘の世代にはかなり保育士いて、辞めている子がいるので、やっぱり辞めた娘の友達とかに話聞くこともあるんですけど、きついよねっていうような、どういう環境で人としてそこで喜びをもって働けるような環境なのかっていったら、やっぱりたくさんの保育士の方にも取材したら、最初に行った園の園長先生や上の方々のそれで本当に決まってしまう。素晴らしい子どもを愛する人がいっぱいいたら、もうその園ほんとに良い園に行って良い職業やった。大好きやった自分どんどん成長できる、ほんと人が人を尊敬できて、大好きな子供をもっともっと愛せるようになる。それが保育の質なんじゃないかと思うところがものすごくあるので、まずやっぱり行政の方もそういう風にいろんな園とか気風もどんどん分かれて、体感されて、ほんとにその中で、保育士の方、幼稚園業界の方、両方の良さをわかっていたくれるようなんで、そういう風にできたら、お母さんのことももっと分かっていたいて、おまけに子育て中の先生が増えたら、こんなに嬉しいことはないと思います。ありがとうございました。

○安藤部会長

それでは次に移らせてもらってよろしいでしょうか。

それでは特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について事務局から説明をお願いします。

事務局（山本担当係長）から、資料1-2(3)を用いて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について説明。

○安藤部会長

はい、ありがとうございます。今基準について説明していただいたのですが、時間も迫っておりますので、基準にこだわってお尋ねがありましたらお願いしたいと思います。

○井上委員

京都市保育園連盟の井上でございます。上乗せ徴収の件なんですけど、社会福祉法人が認定こども園になった場合上乗せ徴収が、当初はダメだという話があったんですけど、これは社会福祉法人であろうが学校であろうが上乗せ徴収はできるということでしょうか。

○澤井課長

委員御理解のとおりでございます。

○井上委員

そして保育所として残った場合には上乗せ徴収に関しては京都市の許可がいるのか。

○澤井課長

そのとおりでございます。

○安藤部会長

他にございませんでしょうか。

○矢島委員

最後に御説明のありました居宅訪問型保育事業を行うという云々の運営基準なんですけど、この基準の内容の2番目、同居家族への居宅訪問について、最近ネットでベビーシッターを依頼できる時代になりまして、大変悲しい事件や事故も発生しているところですのでこうして市独自でちゃんと基準が示されていくというのは、大変うれしいことであると思います。

1つちょっと疑問に思っておりますのは、と申しますのは私ども高齢者の施設もやっておりまして、そこでもいろいろ問題も出てきていることなんですけれども、例えば同居の家族である場合には、これはもちろんよく分かるんですけれども、別居しているおばあちゃんに支援をお願いするというケースも出てるのかなと思うのですが、そうした場合の規定もある程度、ある一定の線引きを行わないと混乱も生じるのではないかと考えています。

で、高齢者施設でも別居の家族へのサービスの提供ということで大変混乱をきたしたりしているケースもあるということを聞いておりますので、この部分についてははっきりと明文化しておいていただく方が、後々良いのではないかなという風に思います。

○澤井課長

貴重な御意見ありがとうございます。国基準に上乗せするという事で今現在、介護保険制度そのままだけを当てはめておりますが、委員御指摘のとおりこの基準につきましては、委員の御意見参考にさせていただきまして、検討していきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○安藤部会長

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは時間も迫っておりますので、本来はここで休憩と思っていたんですけれども、もう時間も迫ってますので次の方に進ませていただきたいと思います。

それでは、2番目の議題ですが、『市営保育所の今後のあり方について』ということで事務局から説明をお願いしたいと思います。

2 市営保育所の今後のあり方について

事務局（坂本公営保育所担当課長）から、資料2を用いて、市営保育所の今後の在り方

について説明。

○安藤部会長

はい、ありがとうございました。今の説明につきまして何か御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、その次の審議事項３の幼児教育・保育の提供体制の確保についてということの説明をお願いしたいと思います。

３ 幼児教育・保育の提供体制の確保について

事務局（長谷川施設整備担当課長）から、資料 3を用いて、幼児教育・保育の提供体制の確保について説明。

○安藤部会長

はい、ありがとうございました。今説明をいただいたんですが、誠に申し訳ないんですが、時間の都合で今日は説明のみとさせていただきたいと思います。また皆さんの御意見は次回以降に頂戴したいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、本日は私の不手際でだいぶ時間がオーバーしたようですので申し訳ありませんでした。委員の皆さんには色々と積極的な意見を頂戴し、ありがとうございました。

それでは、事務局の方に進行をお返ししたいと思います。

○安見児童家庭課長

安藤部会長ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、本日はお忙しい中、長時間にわたりまして熱心な御意見、御議論もいただきありがとうございました。

なお、冒頭に申しあげましたように質問票をお配りしております。本日時間がおしたこともございまして、質問できなかったことなどございましたら、この質問票またご記入いただきまして、FAXか郵送でお送りいただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で第５回幼児教育・保育部会を終了させていただきます。